

令和8年1月9日

第31回水俣市農業委員会

第31回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 庁舎2階会議室A B
- 2 開催日時 令和8年1月9日
 開会 9時30分
 閉会 10時14分
- 3 出席委員
 農業委員 13名 1番 坂本 隆司 君 8番 西本 和代 君
 2番 竹下 正治 君 9番 戸次 治夫 君
 3番 中村 清治 君 10番 稲田 祐市 君
 4番 金田一充章 君 11番 廣島 康雄 君
 5番 淵上 正嗣 君 12番 前田 仁 君
 6番 寒川 勝 君 13番 山下 隆敏 君
 7番 山内 英明 君
 推進委員 11名 15番 宮森 功房 君 23番 松本 公昭 君
 16番 蒔元 政廣 君 24番 森下 義孝 君
 17番 竹本 義幸 君 25番 坂口 新一 君
 18番 嶋田 一成 君 26番 山口 初憲 君
 19番 岡本 成道 君 28番 山澤 親徳 君
 22番 池田 郁雄 君
- 4 欠席委員
 農業委員 1名 14番 鬼塚 浩三 君
 推進委員 3名 20番 中村 幸充 君 21番 鐘ヶ江鼓子 君
 27番 古里 君廣 君
- 5 議事日程
 第1 議事録署名委員の選出
 第2 議題97号 農地法第3条の許可申請について
 議題98号 農地法第5条の許可申請について
 議題99号 農用地利用集積等促進計画(案)について
- 6 農業委員会事務局
 局長 山村 良一
 主幹 遠山 悦史
 主任 山本 千夏
 主任 竹下 侑志

<p>議 長 (坂本隆司君)</p>	<p>只今より、第31回水俣市農業委員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、13名です。 欠席者は、14番、鬼塚委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、10番、稲田委員、11番、広島委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、11名です。 欠席者は、20番、中村委員、21番、鐘ヶ江委員、27番、古里委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、2番、竹下委員にお願いします。</p>
<p>2番委員 (竹下正治君)</p>	<p>農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事務局 (遠山悦史君)</p>	<p>報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項(1)許可不要転用について、でございます。 議案書は、1ページになります。 3件ございます。 届出人、土地の所在、地目は、記載のとおりでございます。 1番、2番、3番ともに1筆です。 面積、及び転用面積は、記載のとおりです。 理由は、記載のとおり、1番が、消防法第20条に基づき、水俣市が、火災時の消火に使用する防火水槽を設置するため。 2番が、農業用駐車場、農業資材置場、農業用機械置場が必要なため。 3番が、農機具その他肥料等の農業用の倉庫、及び軽トラック等の搬入搬出に必要な車両の駐車場として利用するため、でございます。 2番と3番は、地区担当農業委員及び推進委員の指導により、この度、届出していただきました。 1番の場所については、2ページをご覧ください。 3ページには、平面図を付けております。 4ページには、計画図を、5ページには、組立図をそれぞれ添付</p>

	<p>しています。</p> <p>2番の場所については、6ページをご覧ください。</p> <p>7ページには、計画図を添付しています。</p> <p>3番の場所については、8ページをご覧ください。</p> <p>9ページには、平面図を、10ページには、立面図をそれぞれ添付しています。</p> <p>こちらの隣接農地については、後程、議第97号、議第98号において御審議いただくこととなっております。</p> <p>次に報告事項(2)農用地利用集積等促進計画の認可について、でございます。</p> <p>議案書は、11ページから13ページになります。</p> <p>2件でございます。</p> <p>令和7年11月10日の第29回農業委員会会議で、熊本県農業公社から転借人への農用地利用集積等促進計画(案)について御審議いただき、農業公社へ計画作成を要請した農地になります。</p> <p>議案書記載のとおり、熊本県農業公社が転貸人となり、転借人への貸借について、令和7年12月1日付けで、熊本県知事が認可いたしました。</p> <p>場所は、12ページと13ページをご覧ください。</p> <p>以上で、報告事項を終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。</p> <p>議第97号、農地法第3条の許可申請書について、を議題といたします。</p> <p>関係委員の、説明をお願いします。</p>
8番委員 (西本和代君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、8番、西本委員をお願いします。</p>
8番委員	<p>議第97号、農地法第3条の許可申請1番について、御説明をいたします。</p> <p>譲渡人、譲受人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳がいずれも田、現況も、いずれも田。</p> <p>面積は、合計1,585㎡。</p> <p>譲受人の方は、水稻を主に作っていて、会社勤めをされていましたが、一昨年退職されて、農業に従事されています。</p> <p>1月5日に、行政書士の方、松本委員、事務局2名と現地確認をしております。</p> <p>譲受人の方は、米を九州の食味コンクールに6回出品され、4回も上位30位に入賞の実力者の方で、1300くらいのエントリーの中から選ばれているそうです。</p>

	<p>一昨年は、優秀賞を受賞されたりしています。</p> <p>今は、季節の野菜等、スイートコーン栽培、販売にも着手されて、楽しい農業の発信に、仲間と一緒に取り組んでいらっしゃいます。</p> <p>依って、農地法第3条2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p> <p>場所は、17ページをご覧ください。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
13番委員 (山下隆敏君)	はい、議長。
議長	はい、13番、山下委員に申し上げます。
13番委員	<p>議第97号、農地法第3条の許可申請2番を説明いたします。</p> <p>議案書は、15ページです。</p> <p>譲渡人、譲受人は、議案書2番に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりで、2筆です。</p> <p>面積がそれぞれ883㎡と、45㎡の合計928㎡で、台帳現況共に畑です。</p> <p>譲受人は、2人で農業をされ、本人は会社の役員をしまして、耕運機、管理機も所有され、年間150日以上野菜を栽培される予定です。</p> <p>現在も、ツワ等が植わっており、綺麗に整備されています。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。</p> <p>1月5日に、担当行政書士と森下推進委員、事務局、譲渡人と私で現地調査を行いました。</p> <p>周辺の農地の農業上の効率的且つ、総合的な利用確保に支障のないものと考えられます。</p> <p>従いまして、農地法第3条2項の各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
6番委員 (寒川勝君)	はい、議長。
議長	はい、6番、寒川委員に申し上げます。
6番委員	<p>議第97号、農地法第3条の許可申請について、3、4、5番を説明します。</p> <p>ページは、16ページです。</p> <p>ご覧のとおり、譲受人は同一人物ですので、一緒に説明させていただきます。</p> <p>まず、3番、譲渡人、譲受人は、記載のとおりです。</p> <p>申請地の所在は、記載のとおりで、5筆です。</p>

地目は、全て台帳現況共に畑です。

面積は、5筆合計で、2, 972㎡となっています。

申請地の説明は、後でさせていただきます。

続きまして、4番、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

申請地は、記載のとおりで、地目は台帳現況とも田です。

面積は、2, 110㎡です。

続いて5番、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

所在は、記載のとおりです。

地目は、台帳現況とも田です。

面積は、1, 558㎡です。

3番、4番、5番共に、使用貸借による権利の設定で、期間は、令和8年2月1日から令和18年1月31日までの10年間で、貸賃は無償の使用貸借権です。

利用目的は、さつま芋の栽培になっています。

申請地ですが、3番は19ページと20ページをご覧ください。

19ページの農地は、2筆になっていますが、見た目は完全に1枚の畑です。

作業はしやすいのではないかな、と思っています。

トラクターで耕運作業をされてありました。

続きまして20ページですが、集落の中心になりまして、そこに3筆です。

その畑に、大根とかハウレンソウ等が植え付けてありました。

続いて、4番、5番です。

こちらは、21ページをご覧ください。

4番は、長いこと耕作されずに茂ったセイタカアワダチソウが枯れて立っていました。

見た目もあまり良くないです。

5番は、こちらにも茂った雑草が枯れて立ってありました。

現地調査を1月5日に、事務局2名、譲渡人、山澤推進委員と私の5名で行い、周辺の農地利用状況等を確認してきました。

譲受人は、農作業従事日数が250日ということで、農機具もトラクター、マルチャー、管理機、芋掘り機、軽トラ、各々1台、所有されています。

今後、青年等就農資金を利用して、トラクター1台と芋掘り機1台を購入されるということです。

自宅から農地までは、10km位あるそうですが、トラクター等の移動はどうするのか聞いたところ、知り合いの貸し自動車業者から借りて、移動するとのことでした。

さつま芋の販売先も、鹿児島県にある会社で、販売予定ということです。

計画もしっかりされて、周辺の農地の農業上の効率的且つ総合的な利用の確保には、何ら問題も生じないと考えております。

従いまして、農地法第3条第2項の各号には該当せず、許可要件は満たしていると思われまますので、御審議の程よろしく願いいたします。

議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第97号、農地法第3条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第97号、農地法第3条の許可申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第98号、農地法第5条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。
13番委員	はい、議長。
議 長	はい、13番、山下委員をお願いします。
13番委員	農地法第5条の許可申請についての1番について、説明いたします。 議案書は23ページです。 譲渡人、譲受人は、23ページ1番に記載のとおりです。 申請地の土地の所在も、記載のとおりで、33㎡となっています。 転用の理由は、自宅への進入用道路として利用するためです。 ここは、始末書も提出されており、農地法について十分な理解をしていなかったため、土地は農地でしたが、以前から道路として利用しておりました。 この度、許可が必要である事を知り、早急に許可申請することになりますということで、始末書をいただいています。 申請地の農地区分につきましては、運用通知第2-1の(1)カ、アにより、中山間地にあり、小集団の農地であることから、第2種農地と判断されます。 申請地は、24ページをご覧ください。 先程、説明したところでして、1月5日に、担当行政書士、森下推進委員、事務局と私で現地調査を行いました。 雨水につきましては、25ページをご覧ください。

	<p>直ぐ下に川があり、そこを伝って川のほうに流れております。 現地調査の結果、農地法第5条の転用に係る許可基準により、問題はないと判断してまいりましたので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。</p>
	<p>(なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御質疑、御意見もないようですので、議第98号、農地法第5条の許可申請については、農地転用の許可基準を満たしておりますので、許可してよろしいですか。</p>
	<p>(異議なしと言うものあり)</p>
議 長	<p>御異議もないようですので、議第98号、農地法第5条の許可申請については、許可書を交付することに決定いたします。 次に移ります。 議第99号、農用地利用集積等促進計画(案)について、を議題といたします。 関係委員の説明をお願いします。</p>
10番委員 (稲田祐市君)	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、10番、稲田委員をお願いします。</p>
10番委員	<p>議第99号、農用地利用集積等促進計画(案)新規設定1、2番について、転借人が同じ方なので、続けて説明させていただきます。 議案書は、27ページをご覧ください。 熊本県農業公社を転貸人として、借人、転借人、土地の所在は、1番に記載のとおりです。 借地の地目は、台帳現況共に田。 面積が、1,207㎡。 始期終期は、令和8年3月1日から令和18年2月29日迄の10年間となっております。 利用目的は、水稻栽培。 利用権の種類は、賃借権。 借賃は、記載のとおりです。</p>

	<p>次に、2番を説明いたします。</p> <p>2番も、熊本県農業公社を転貸人として、借人、転借人、土地の所在は記載のとおりで、2筆あります。</p> <p>借地の地目は、台帳現況共に田。</p> <p>面積は、2筆合計で、2,550㎡。</p> <p>始期終期は、令和8年3月1日から令和18年2月29日迄の10年間となっております。</p> <p>利用目的は、こちらも水稻栽培です。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権、借賃は無償です。</p> <p>転借人は、御実家が農地の近くにあり、当用地の他にも、自己農地を保有されており、保有農地に隣接する当用地を借りて水稻栽培をされるようになりました。</p> <p>転借人は、御本人と転借人の配偶者の2人で、稲作を中心に農作業を頑張っておられます。</p> <p>農業従事日数は、150日以上です。</p> <p>今回、この農地を、農用地利用集積等促進計画に基づいて、借用されることになりました。</p> <p>場所は、29ページをご覧ください。</p> <p>先日、現地確認しましたところ、周辺の水田もよく管理されていました。</p> <p>また、鳥獣対策も行われており、ネット関係も綺麗に整備されていました。</p> <p>つきましては、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
3番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい、3番、中村委員にお願いします。
3番委員	<p>議第99号、農用地利用集積等促進計画（案）の3番について、説明いたします。</p> <p>議案書は、27ページです。</p> <p>熊本県農業公社を転貸人として、借人、転借人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在は、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田。</p> <p>面積は、1,027㎡です。</p> <p>始期終期は、令和8年3月1日から令和18年2月29日迄の10年間となっております。</p> <p>利用目的は、水稻で、借賃は無償。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権です。</p> <p>転借人は、会社に努めながら、自作地、借入地に水稻を作っておられます。</p>

	<p>農業従事者は、1名となっていますが、年間150日以上は従事されているとのことです。</p> <p>申請地は、29ページをご覧ください。</p> <p>1月6日に現地確認を行いました。</p> <p>以前より水稻を作っているとのことでした。</p> <p>依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p>
2番委員	はい、議長。
議長	はい、2番、竹下委員にお願いします。
2番委員	<p>議第99号、農用地利用集積等促進計画（案）の4番について、ご説明いたします。</p> <p>貸人は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在も、議案書に記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に田。</p> <p>面積は、1,483㎡。</p> <p>始期終期は、令和8年3月1日から令和18年2月29日迄の10年間です。</p> <p>利用目的は、水稻。</p> <p>借賃は、無償です。</p> <p>利用権の種類は、使用貸借権。</p> <p>転借人は、農業公社を通して、記載のとおり転借人となっています。</p> <p>経営面積は、自作地が1,888㎡。</p> <p>借入地が、1,184㎡。</p> <p>従事者は、1人です。</p> <p>借人は、世帯人が3名ですが、従事者は1名で、借人の農業経営は、水稻栽培を行いながら、玉葱を栽培されています。</p> <p>昨年4月に、促進計画を利用して借入地を借りています。</p> <p>申出地は、30ページをご覧ください。</p> <p>1月7日に宮森委員と現地を見に行きまして、3分の1程、区画してありました。</p> <p>下のほうが田のような感じで、3分の1は苗床のようになっていました。</p> <p>陽当たりも良くいい場所です。</p> <p>貸人は、3年ほど前に火災で父が亡くなられ、その後に娘が相続をされたところで、遠方にいるので借りてもらいたいということで、転借人が水稻を作られることになったそうです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしくお願いたします。</p> <p>28ページ、同じく所有権移転、公社から農業者、中間管理機構の特例事業です。</p>

	<p>こちらにも説明いたします。</p> <p>所有権移転をする者は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地の所在も、記載のとおりです。</p> <p>地目は、台帳現況共に畑になっています。</p> <p>面積が、4,516㎡と1,102㎡、合計5,618㎡になっています。</p> <p>利用目的は、樹園地。</p> <p>10aあたりの単価は、記載のとおりです。</p> <p>所有権移転を受ける者は、記載のとおりです。</p> <p>経営面積は、自作地が12,780㎡。</p> <p>借入地が、3,885㎡。</p> <p>従事者は、1人です。</p> <p>予定としまして、移転時期は、令和8年2月20日。</p> <p>引き渡し時期は、同じく令和8年2月20日。</p> <p>支払い期間は、令和8年8月4日となっています。</p> <p>申出地は、31ページをご覧ください。</p> <p>1月7日に、宮森委員と行ってきました。</p> <p>12月11日に受け手、農業公社の担当者を交えて、確認及び仮契約が行われました。</p> <p>農地中間管理機構の特例事業の要件は、満たしているとのことでした。</p> <p>依って、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の各要件は満たしていると考えますので、御審議の程よろしく願いいたします。</p>
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があれば、お願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
9番委員 (戸次治夫君)	いいですか。
議 長	はい、9番、戸次委員。
9番委員	<p>28ページの方の10aあたりの単価ですが、これで買ったということですね。</p> <p>借りたのかと思ったけど、借りるより高いんじゃないかと思うし、売買だったらこのくらいかと思いますが。</p>
2番委員	売買です。

9 番委員	失礼しました。
7 番委員 (山内英明君)	いいですか。
議 長	はい、7 番、山内委員。
7 番委員	10a あたりの単価となっておりますが、面積を㎡で書いて、単価は a にするんですか。 単価は揃えたほうがいいんじゃないですか。 計算がしづらい。
事務局	単価については、これまで調査等は10a あたりで表記されることが多かったので、単価は10a あたりで書かせていただいているようです。
7 番委員	4, 500㎡でいくらだったと、出てこないんです。
議 長	農業委員会で決める時に、10a あたりの単価で決めていますから。 台帳が㎡なので、この書き方になってくる。 登記簿は a ではなく、㎡で書いてありますのでその違いだと思います。
事務局	昔の名残かと思います。
議 長	ご理解をいただければと思います。
7 番委員	10a は、1, 000㎡でよろしいですか。
議 長	はい。 他にはございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第99号、農用地利用集積等促進計画(案)について、は承認してよろしいですか。 また、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第99号、農用地利用集積等促進計画(案)について、は農地中間管理事業の推進に関する法律第

	<p>18条第5項の各要件を満たしておりますので、本会の意見として、承認することに決定いたします。</p> <p>また、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項により、農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画策定を要請することを決定します。</p> <p>全提出議案の審議が終わりましたので、これもちまして、第31回水俣市農業委員会会議を終了いたします。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>
--	---

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員